

平成30年10月

宮古地区広域行政組合議員全員協議会会議録

平成30年 10月26日 開会

平成30年 10月26日 閉会

宮古地区広域行政組合

平成30年10月宮古地区広域行政組合議員全員協議会

平成30年10月26日（金曜日）

午前10時53分開議

議事日程

1 報告事項

- (1) 議会運営委員会審議結果の報告について
- (2) 平成28年台風第10号災害廃棄物の処理実績について
- (3) 平成30年北海道胆振東部地震災害の対応について
- (4) 平成29年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の概要について

2 協議事項

- (1) 平成30年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）の概要について
- (2) 議員派遣について
- (3) 陳情書の取扱いについて

3 その他

出席議員（12名）

1番	合 砂	丈 司	君	2番	木 村	誠	君
3番	八重樫	龍 介	君	4番	黒 沢	一 成	君
5番	伊 藤	清	君	6番	高 橋	秀 正	君
7番	畠 山	昌 典	君	8番	畠 山	拓 雄	君
9番	落 合	久 三	君	10番	尾 形	英 明	君
11番	阿 部	吉 衛	君	13番	藤 原	光 昭	君

欠席議員（1名）

12番 菊 地 大 君

説明のための出席者

事 務 局 長	鈴 木 登 志 美 君
総 務 課 長	山 本 克 明 君
施 設 課 長	田 中 晋 君
施 設 課 主 幹	坂 本 好 治 君
消 防 長	沢 田 達 雄 君
消 防 次 長 兼 消 防 課 長	上 沢 隆 君
総 務 課 長	畠 山 毅 君
指 令 課 長	和 山 勝 富 君

議会事務局出席者

書 記 山 崎 祥 君

◎開 会

- 議長（藤原光昭君） ただいまの出席議員は12名でございます。
定足数に達しておりますので、これより議員全員協議会を開会いたします。

◎議会運営委員会審議結果の報告について

- 議長（藤原光昭君） 先ほど議会運営委員会が終わりました。
議会運営委員長に審議結果の報告を求めます。
落合議会運営委員長。
- 議会運営委員長（落合久三君） それでは、先ほど議会運営委員会を行いましたので、審議結果をご報告いたします。
議事日程でございますが、初めに議長が開会宣言を行います。
次に、諸報告として、監査委員からの例月現金出納検査の結果について、その写しの配付をもって報告とするものです。
次に、日程第1の会議録署名議員の指名については、今回は、1番、合砂丈司議員、2番、木村誠議員を議長が指名いたします。
日程第2の会期の決定につきましては、会期は10月26日の1日間ということで本会議に諮って会期を決定いたします。なお、今回、一般質問はございませんでした。
日程第3で、認定第1号 平成29年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。なお、説明は、会計管理者である宮古市会計管理者が行うこととなります。
日程第4で、議案第1号 平成30年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。
日程第5の議員の派遣については、平成30年度の議員行政視察について、議題として議長が会議に諮るものでございます。
日程第6、陳情第1号 し尿汲取料金の適正化に関する陳情を、日程第7で、し尿汲取料金適正化検討特別委員会の設置についてを一括議題といたします。
以上が議会運営委員会の審議結果でございます。
- 議長（藤原光昭君） ありがとうございます。
ただいま議会運営委員長の報告がありました。
これについて何か質問ございますか。
高橋議員。
- 6番（高橋秀正君） 今、議運の委員長さんのほうから報告があった最後の件なんですけど、この陳情書の取り扱い、これ議題とするほうが間違っているのではないかと私は思います。請願であれば、委員会をつくって協議して、採択なんだか、不採択なんだか決めると。そして、本会議でそれを決定して、請願者に通知するという事なんですけど、陳情書は言ってみれば、ここには権限がないわけですよね。我々は予算持っていません。これはいいか、悪いかも判断できません。各都市の例を見ても、私のほうの議会条例を見ても、請願の件は書いて

てありますが、陳情の件は書いてなく、ほかの市町村を見れば、これは市長部局に送付して、その送付の答えを陳情者に「こうでしたよ」という議長から送付すると。これで一件落着なはずなんです、どういう根拠でやっているのか、もう一度お聞きしたいと。

○議長（藤原光昭君） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木登志美君） この陳情書の取り扱いにつきましては、この後の協議事項でもご説明申し上げるところでございます。資料の中にもございます。行政組合には委員会というものがございません。したがって、今回の陳情に当たりましては、議会の会議規則、資料のナンバー6のところの一番後ろに抜粋をつけてございますが、請願の委員会付託、あと第46条で定めております。あと、陳情書の処理ということで、第49条で……

（「どこ」と呼ぶ者あり）

○事務局長（鈴木登志美君） 資料ナンバー6の一番最後に、組合議会の会議規則、抜粋をつけてございました。こういった規定の中で進めたいということで今回の提案でございます。

○6番（高橋秀正君） 委員長、いや、言ってみれば、私はこの処理についておかしいと言っているんですね。これが、権限がないところでこういうのを議論していいのかどうか。

○議長（藤原光昭君） 先ほど、議会運営委員会でこの取り扱いについて協議いたしました。その内容等々について詳しく議会運営委員長の落合議員のほうから説明になります。

○議会運営委員長（落合久三君） 高橋議員の疑問は、ある意味そうかなと思いますが、それは間違っております。宮古市議会に準じて広域行政組合の会議規則もつくられておりますが、請願と陳情を宮古市議会の場合は、ほぼ同等に扱っております。ただし、陳情の場合に、陳情者が市外の人、宮古広域以外の人、例えば盛岡とか、仙台とか、そういう場合には、ちょっと差をつけています。陳情者がこの広域行政組合の業務に直接かかわりのある人たちで陳情書が出ております。前回もそうです。平成20年の陳情書も、請願ではなく陳情です。そういう場合は、今、会議規則抜粋の第49条をちょっともう一度、高橋議員にも目を通していただきたいのですが、「議長は陳情書またはこれに類するもので、その内容が」、問題はここです、「その内容が請願に適合するものは請願の例により処理をする」と、これはもう明確であります。したがって、陳情者が広域行政組合の業務に直接かかわりのある皆さんであること、しかも全部宮古下閉伊の業者であること、過去の例もこれに倣ってやっていくという意味で、これは全く適合であります。

○議長（藤原光昭君） 高橋議員。

○6番（高橋秀正君） 何も議論する、だめとか、いいとかということでやっているわけではないから、これは処理のところが間違っていると。請願は議員の紹介がなければ請願出せません。宮古市議会もそうです。陳情書は、議員の紹介がなくても出せます。そういうわけで、この46条の請願に適合するものという文言は、まずおかしいと、言ってみれば。そして、我々は何も、一番疑問持つのは、予算持っていないのに上げろとか、これはいいよとか、下げろとか、そんなのを協議して、本会議で当局から出てきたのを、これは上がっていないから否決するぞ、できますかということです。それはうそでしょう。俺らはお金持っていない。お金持っているのは市長だと。やっぱり、市長に、こういう陳情書が上がりましたが、値段を上げてくださいという陳情書が出ましたが、その陳情にどう応えますかということを議長にもらって、議長はそのまま陳情者に送付するというところで、委員会の場合、特別委員会な

んかつくる何のものもないと私は思います。

○議長（藤原光昭君） 落合委員長。

○議会運営委員長（落合久三君） 高橋議員の言っているのは、ちょっと矛盾しております。何が矛盾しているかといいますと、陳情者、請願者は、予算を伴うものであれ、予算を伴わないものであれ、陳情、請願することはできます。場合によっては、陳情者は広域の議会議長宛てじゃなく、直接管理者である宮古市長に要請文とか、名称はいろいろあると思うんだけど、出すこともできます。その場合には、当局が当局の責任において答えを出せばいいわけです。しかし、今回のこの陳情は、先ほど資料6にあるように、見てください、宮古広域行政組合議長殿、議会宛てに陳情している以上は、地方自治法の本質にのっとって、議会として当然これは議論をする。その議論をする権限が、予算権がある、ないというのは直接は関係ありません。そんなこと言ったら、予算にかかわる請願、陳情は一切議会に出せないという妙な話になるので、そこは高橋議員のちょっと理解不足だと思います。

（「そのとおりです」と呼ぶ者あり）

○6番（高橋秀正君） たびたび言うようですが、皆様どう思っているのかわからないけれども、いずれにせよ請願は議会を受けていいと、それから陳情も議会を受けていいのはそのとおりなんです、権限がないのに、いい、悪いを判断していいんですかということなんです。

○議長（藤原光昭君） 今の件で。

事務局長。

○事務局長（鈴木登志美君） 今回、今までの陳情書の取り扱いのとおり、今回も議員の皆様にご判断を仰ぎたいということでございますけれども、このし尿のくみ取り料金手数料ですが、これは条例で定めております。それぞれの業者でくみ取り料金を決めているのではなくて、組合条例で手数料を決めておりますので、最終的には議員さん方にお諮りすると、条例改正を含めてなりますので、その前段のこの判断ということで今回の委員会を設置していただいて、最終的な結論を出していただくという進め方です。

○議長（藤原光昭君） 高橋議員。

○6番（高橋秀正君） いやいや、条例の提案者は市長なんだと。条例の提案者、市長でしょう。市長が出さなければ、条例提案がなされない。我々はそれを審議できない。だけれど、ここでこうやれ、ああやれ、金額の話が出たので、100円上げろ、あるいは100円下げろと。そして、市長が70円しか上げなかったり何だりしたとき、反対するのですかということ。それはできないでしょうと、こっちは100円だとしやべっているのに。だから、ここの処理は、やっぱり当局はどう考えているか、議長が市長充てに、こういう陳情書が来ていますが、答えをくださいとやって、その答えを郵送するだけでいいと思います。ほかの市町村でもそうやっているし、だからこの49条がここに抜粋があるんですが、私のほうの請願、陳情には、陳情の処理については書いていませんから。

（「違う」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 落合委員長。

○議会運営委員長（落合久三君） いや高橋議員、それはちょっと違うんだな。仮に、名前は別にして、議長宛てでなくて管理者である山本市長に陳情者が直接要請を仮にしたとして、当局はその要請を受けて、これは料金改定したほうがいいなど、仮に、そういう返事を相手

に伝えたとしても、それは議会に条例提案をしないと通らないわけさ。逆に、今回のように、宮古地区広域行政組合議長宛てに陳情出ているわけ。議会はそれを審査して、この中身がいいとか、悪いとか、時期尚早だとか、どういう結論になるかわかりませんが、そういう判断を下すことはできるわけさ。どっちみち議会議決しなきゃだめだからね。議会が陳情を採択すれば、今度は当局が議会の総意で陳情者の意向を受けて、こうすべきだという結論を受けて、当局もそうだと思うえば、当然、次の6月議会になるのか、9月なのかわかりませんが、条例を提案して、もう一度議会が当局のそういう予算を伴う条例をまた審議して、一回議決していればそういくとは思いますが、そういう手続を踏むわけだから、予算の執行権がないから議会がこれを議論するのはおかしいというのは、それは議会の仕組みをそもそもわかっていない。

(「最後」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原光昭君) はい。

○6番(高橋秀正君) わかっていないとしゃべられたところ、わかっていてしゃべっているんだからあれなんですけど、最後なんですけど、私が言っているのは、この陳情書はまだ当局には出ていないと聞いています、言ってみれば。事務局を通してこの陳情書が出てきたと思うんですけど、そうしたら事務局はここに出さないで、あるいはここに出してもいいが、両方に出したらいいのではと、何で指導しないのかと。まずそういうところもあります。やっぱり予算持っている人は、幾らここで上げろ、上げない、それから条例提案がある、なしにかかわらず、やっぱり教えておかなきゃならないでしょう。だから、この抜粋も、前例どおりやっているからそれでいいでなく、おかしいところはおかしいと思わないか。終わります。

○議長(藤原光昭君) それでは、議会運営委員長の報告のとおりで、ほかの皆さん、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原光昭君) それでは、そのように進めたいと思います。

◎平成28年台風第10号災害廃棄物の処理実績について

○議長(藤原光昭君) 次に、平成28年台風第10号災害廃棄物の処理実績について、事務局の説明を求めます。

施設課長。

○施設課長(田中 晋君) 資料のナンバー1の1ページをお開きください。

平成28年8月に発生した台風10号により、宮古市及び岩泉町から大量に発生した災害廃棄物につきまして、本年5月に全ての処理が完了しましたので、概要についてご報告いたします。

初めに、仮置き場の確保及び運用でございますが、市町及び組合においてそれぞれ仮置き場を確保し、市町の仮置き場を一次的に、組合の仮置き場を二次的に運用し、市町及び組合が連携し、早期処理に向け取り組みました。

次に、処理でございますが、可燃系災害廃棄物につきましては、市町及び組合において分別、破碎、運搬等を行い、清掃センターのほうで焼却処理を行っております。また、不燃系の災害廃棄物につきましては、市町において分別、運搬等を行い、最終処分場に直接埋め立

て処分を行っております。それぞれの処理状況につきましては、3ページ、4ページのほうに写真を掲載しておりますので、ごらんいただければと思います。

それでは、裏面の2ページの上段の表をご覧ください。

年度ごとの処理実績でございます。可燃系災害廃棄物を約8,207トン、不燃系災害廃棄物を約809トン、それぞれ処理を行っております。

中段の表が年度ごとの処理経費でございます。需用費を中心に処理経費のほうを載せております。焼却及び破碎等に係る経費として総額1,350万円ほど要しております。下段に市町ごとの負担額を計上しております。

以上、処理実績の報告でございます。

○議長（藤原光昭君） ただいま事務局より説明がありました。

これについて何か質問ございますか。

よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎平成30年北海道胆振東部地震災害の対応について

○議長（藤原光昭君） それでは、次に進みます。

次に、平成30年北海道胆振東部地震災害の対応について、事務局の説明を求めます。

上沢消防次長。

○消防次長兼消防課長（上沢 隆君） それでは、私から平成30年北海道胆振東部地震災害の対応につきまして説明させていただきます。

資料ナンバー2の1ページをお開きください。

地震の概要ですが、9月6日にマグニチュード6.7、震度7の地震が胆振地方中東部で発生しております。

次に、被害の状況ですが、死者41名、重傷15名、軽傷674名となっており、建物被害はごらんのとおりとなっております。

続きまして、緊急消防援助隊岩手県大隊の活動なんですが、発災と同時に、国、県を通しまして、県内5つの消防本部に出動要請がございました。当宮古消防本部からも3隊10名が6日朝、宮古港から宮蘭フェリーに乗船し、現地に向け出港しております。6日夕方、室蘭港に到着し、その日のうちに進出拠点の厚真町に入っております。翌7日から10日まで、行方不明者の捜索や救急活動を実施しております。10日には岩手県大隊に引き揚げの指示がありまして、厚真町から室蘭に移動、夜には宮蘭フェリーに乗船しまして帰路に着いております。翌11日の朝、宮古港に到着しまして、直ちに岩手県大隊の解散式を行い、宮古消防本部の活動も終了しております。

2ページには、進出経路及び活動地区、また次のページには状況写真等を掲載しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上が北海道胆振東部地震災害の対応でございます。

以上です。

○議長（藤原光昭君） ただいま事務局より説明がありました。

これについて何かございますか。

(「なし」「ごくろうさまでした」と呼ぶ者あり)

◎平成29年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の概要について

○議長（藤原光昭君） それでは、よいようでございますので、次に進みます。

次に、平成29年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の概要について、事務局の報告を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本克明君） 平成29年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の概要についてご報告をいたします。

29年度決算につきましては、今議会、地方自治法の規定により監査委員の意見をつけ、議会認定に付すものでございます。本日、本会議において決算概要をご説明申し上げ、提案させていただきますが、その内容と重複する部分もありますことをご了承願います。

それでは、資料ナンバー3、平成29年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の概要についてをお手元にご用意願います。資料は決算書をもとにしたものでございますので、決算書もあわせてごらんいただければと思います。

資料の1ページをお願いいたします。

平成29年度の実質収支に関する調書でございます。

29年度の予算執行に当たりましては、これまでの財政健全化の方策を継続し、経費の削減に努め、効率的な財政運営に取り組んでまいりました。その結果、区分の1、歳入総額から2の歳出総額を差し引いた3の歳入歳出差引額は2億3,651万2,535円となりました。4の翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、区分の5、実質収支額は2億3,651万2,535円の黒字でございます。

この結果を踏まえ、歳入からご説明いたしますので、3ページをお願いいたします。

一番下の段でございます。歳入合計でございますが、予算総額37億4,487万6,520円に対し、調定額は39億3,912万6,241円、収入済額は39億3,912万4,759円で調定額に対する収入割合は99.9%となっております。

次に、歳入の主なものについてご説明をいたしますので、2ページにお戻り願います。

それぞれ収入済額でご説明させていただきます。

歳入1款分担金及び負担金は、構成市町村からの負担金でございますが、30億4,417万2,000円で、歳入全体の77.3%を占めてございます。

2款使用料及び手数料、2項手数料6,036万4,840円は衛生手数料及び消防手数料でございますが、その調定額に対し、衛生手数料中ごみ処理手数料分に1,482円の不納欠損がございました。これは破産しました会社の未納分2,250円でございますが、平成29年6月に、破産管財人から配当についての通知があり、平成29年7月27日に、768円が納付になりました。その後、追加配当等の見込みがないことから、残り1,482円を平成29年9月8日付で不納欠損処分してございます。

次に、3款国庫支出金でございます。収入済額4億6,187万8,400円で、衛生費、消防費に係る国庫補助金で、補助金等の名称は説明欄記載のとおりでございます。

4款県支出金から6款繰越金まで、また、3ページとなりますが、7款諸収入の収入済額

は、それぞれ記載のとおりでございます。また、その内容も説明欄に記載のとおりでございますので、後でござんいただきたいと思っております。

次に、歳出でございます。

5 ページをお願いいたします。

一番下の段、歳出合計でございますが、予算現額37億4,487万6,520円に対しまして、支出済額は37億261万2,224円で、執行率は98.9%となっております。不用額は4,226万4,296円となっております。

歳出の主なものについてご説明いたしますので、4 ページにお戻り願います。

それぞれ支出済額でご説明させていただきます。

1 款議会費195万2,963円、2 款総務費1億7,893万7,725円は、説明欄記載のとおり、それぞれ運営事務執行等に要した経費でございます。

3 款衛生費でございます。3 款衛生費は、支出済額12億5,116万8,385円でございます。各項各目のそれぞれの支出済額は記載のとおりとなり、施設の管理運営、整備等に要した経費でございます。

そのうち2 項7 目し尿処理施設基幹的設備改良事業費は4 億2,289万6,040円となりました。この事業は、平成28年度からの2 カ年事業として実施をいたし、29年度に2 カ年事業を完了したものでございます。

また、8 目災害ごみ処理事業は1,088万4,101円となりました。この事業は、平成28年台風10号で発生した災害廃棄物の焼却処理に要した経費でございます。

4 款消防費でございます。4 款消防費は、支出済額18億8,751万1,737円で、常備消防に要した経費に加え、消防施設費として消防署の車庫排ガス排出システム改修工事、消防緊急通信指令システム改修工事、車両購入などが主な内容となっております。

5 ページをお願いいたします。

5 款災害復旧費は、消防施設災害復旧費で山田消防署の建設等に係る経費でございます。支出済額3 億4,659万2,560円でございます。

6 款公債費でございます。3,644万8,854円で廃棄物処理施設、消防施設の整備に伴い発行いたしました長期債の元金と利子の償還金でございます。

以上が平成29年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の概要でございますが、本日、議会の認定に付すに当たりましてのご報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤原光昭君） ただいま事務局より報告がございました。

これについて何か確認はございますか。

高橋議員。

○6 番（高橋秀正君） ご苦労さんでした。この資料をつくるのに、せっかく立派な決算書ができていて、わざわざこうやってこまいところまでと、何か一緒に、渡してくれればいいものを、あるいはいらぬのではないかと、ちゃんとした決算書が出ているのだから、こまい話を書いてあるんだけれども、皆さんどう考えるかわからないけれども、無理くり時間つけて立派なものをつくってもらったんだけれども、無駄でないかなと思ったので一言。

○議長（藤原光昭君） それでは、これでよろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎平成30年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算(第1号)の概要について

○議長(藤原光昭君) それでは、次に、本日の協議案件は、お手元に配付されております会議次第のとおり3件でございます。

それでは、平成30年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算(第1号)の概要についてを協議いたします。

事務局の説明を求めます。

山本総務課長。

○総務課長(山本克明君) それでは、補正予算の概要をまとめた資料で説明いたしますので、資料ナンバー4、平成30年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算(第1号)の概要についてお願いいたします。

補正予算(第1号)は、歳入歳出ともに補正額を1億6,444万9,000円増額し、総額30億9,027万6,000円とするものでございます。

初めに、歳出から説明いたしますので、4ページをお開き願います。

説明は表の左、目の欄で説明してまいりますので、よろしくをお願いいたします。

2款1項3目諸費1億7,585万4,000円の増額は、山田消防署整備事業において発生をいたしました国庫支出金の交付遅れに伴う山田町請負代金の立てかえ払いにつきまして、申請どおり国庫支出金が交付されたことから、当該立てかえ払い相当額を山田町に返還するために計上するものでございます。

3款2項2目ごみ焼却施設費145万7,000円の減額は、事業費が確定したことから不用額を減額するもので、委託料は、施設保守点検委託料の入札執行残、公課費につきましては、汚染負荷量賦課金の確定により、その不用額を減額するものでございます。

3款2項3目埋立処分地施設費でございます。136万円の減額は、事業費が確定したことから不用額を減額するものでございます。内容は最終処分場残存容量調査業務委託料の入札執行残を減額するものでございます。

3款2項7目災害ごみ処理費150万1,000円の減額は、事業費が確定したことから不用額を減額するもので、内容は岩泉町の災害ごみ処理の終了に伴い、需用費における不用額を減額するものでございます。

4款1項2目消防施設費708万7,000円の減額は、事業費が確定したものについて不用額を減額するものでございます。内容は川井分署屋根修繕に係る需用費不用額、宮古消防署補助訓練塔改修工事に係る設計管理委託料の不用額、高規格救急自動車等備品購入費の不用額を減額するものでございます。

次に、歳入をご説明いたしますので、3ページにお戻り願います。

1款組合負担金につきましては、最後に説明をいたします。

2款1項1目総務使用料でございます。34万9,000円の増額は、土地等使用料を増額するもので、内容は宮古盛岡横断道路工事に伴う施工ヤード敷に係る使用料を増額するものでございます。

2款2項1目処理業許可1万6,000円の増額は、浄化槽清掃業許可に係る手数料を増額す

るものでございます。

5款2項1目物品売り払い収入629万3,000円の増額は、消防車両と最終処分場、油圧ショベルの売り払い収入を増額するものでございます。

6款1項1目繰越金2億3,651万2,000円の増額は、平成29年度からの繰越金を計上するものでございます。

7款2項1目雑入1,561万3,000円の増額は、東京電力株式会社賠償金、資源物売却代金を増額するものでございます。

以上、歳入歳出補正額1億6,444万9,000円の財源として使用料、手数料、財産収入、繰越金、諸収入を充当調整の上、1款1項1目組合負担金を9,433万4,000円減額いたします。

1ページをお開きいただきたいと思います。

補正額と補正額の財源内訳でございますが、こちらにつきましては、後ほどごらんいただければと思っております。

2ページをごらんください。

平成30年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）の市町村負担金総括表でございます。

右端の合計欄、補正額をごらんいただきたいと思います。各市町村の負担金は総額で、先ほど説明したとおり、9,433万4,000円の減額となり、その内訳は、宮古市が6,006万3,000円、山田町が2,064万3,000円、岩泉町が907万3,000円、田野畑村が455万5,000円の減額となり、総務、衛生、消防の負担金別の金額は記載のとおりでございます。

以上が平成30年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）の概要でございます。よろしく願いいたします。

○議長（藤原光昭君） ただいま事務局より説明がありました。

これについて何か質問ございますか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議員派遣について

○議長（藤原光昭君） 次に、議員派遣について、事務局の説明を求めます。

○事務局（山崎 祥君） それでは、議員派遣についてご説明いたしますので、資料ナンバー5をごらんいただきたいと思います。

平成30年度の議会議員行政視察の実施についてでございます。

平成30年度議会議員行政視察は、焼却炉等の再資源化の取り組みとして、灰溶融設備からの溶融スラグ、路盤材やコンクリート細骨材などに有効活用する施策について、先進的に推進している北しりべし広域クリーンセンターを視察することで、当組合廃棄物処理行政の推進に資することを目的に実施するものでございます。

日程につきましては、平成30年11月14日水曜日から11月16日金曜日の3日間を予定しております。

視察場所でございますが、北海道小樽市の北しりべし広域クリーンセンターを予定してございます。

また、本件につきましては、会議規則第44条により、議員派遣について会議に諮って決定していただくものですが、宿泊等の予約の関係があり、準備のため、10月1日付で既にご案内を差し上げているものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原光昭君） ただいま事務局より説明がありました。

これについて何かご質問ありますか。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎陳情書の取扱いについて

○議長（藤原光昭君） よろしいようですので、次に進みます。

次に、陳情書の取扱いについて、事務局の説明を求めます。

事務局、説明どうぞ。

○事務局（山崎 祥君） それでは、陳情書の取扱いについてご説明いたしますので、資料ナンバー6をごらんいただきたいと思います。

陳情書の取扱いについてでございますが、その取り扱いについて、先ほど議会運営委員会で協議した結果、日程第6、陳情第1号 し尿汲取料金の適正化に関する陳情及び日程第7、し尿汲取料金適正化検討特別委員会の設置についてを一括議題とすることとし、議長を除く議会運営委員会議員5人の委員をもって構成するし尿汲取料金適正化検討特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。

なお、会期が10月26日の1日間ということで、陳情第1号については本会議に諮り継続審査としたいと思います。その場合、日程の提案につきましては追加日程となりますので、ご了承願います。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原光昭君） ただいま事務局より説明がありました。

これについて何かございますか。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎その他

○議長（藤原光昭君） それでは、よろしいようでございますので、次にその他ですが、議員、事務局から何かございますか。

ございませんか。

（「ございません」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） その他でございますが、先ほどし尿汲取料金適正化特別委員会を設置することとしましたが、あらかじめ委員長、副委員長候補を推薦したいと思いますが、いかがでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） それでは、どなたがよろしいでしょうか。

（「議長一任」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） ただいま議長一任という声がございました。

それでは、私から推薦させていただきます。

落合議会運営委員長、副委員長に合砂副委員長を推薦したいと、特別委員会のお二人、そういう形で薦めたいというふうに思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原光昭君) その他、何かございますか。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎閉 会

○議長(藤原光昭君) ないようですので、以上をもちまして、議員全員協議会を終了いたします。

ご苦労さまでございます。

午前11時39分閉会
